

議会運営委員会会議録

令和7年3月3日（月）

（開 会）16：03

（閉 会）17：08

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について
- 4 請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明・質疑
 - (1) 議案第46号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - (2) 議案第47号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
 - (3) 議案第48～66号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - (4) 議案第67～68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 追加議案の説明・質疑
- 3 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 4 議案に対する質疑通告について
 - ・議案第1、4、7、9、13、15、16、25、32、37号（川上議員）
 - ・議案第32号（金子議員）
- 5 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
- 6 条例改正案及び意見書案の取り扱いについて
 - (1) 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - (2) 公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書（案）
 - (3) 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）
 - (4) 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）
 - (5) 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書（案）
- 7 請願の取り扱いについて
 - (1) 請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願
 - (2) 請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願
 - (3) 請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願
 - (4) 請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願
- 8 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第20号 健康保険証とマイナ保険証の併用を求める陳情
- 9 会期日程の変更について
- 10 議会基本条例について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

○武井市長

今回、提案させていただきます議案第46号から議案第68号までの人事議案23件について、ご説明いたします。

議案第46号につきましては、令和7年5月26日付けをもって任期満了となります公平委員会委員として、尾上智子氏を、引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号につきましては、令和7年5月16日付けをもって任期満了となります教育委員会委員として、安永卓生氏を、引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号から議案第66号までの19件につきましては、令和7年3月31日付けをもって任期満了となります農業委員会の委員として、大庭義則氏、淀川貴浩氏、奥野智明氏、深町守史氏、田中一平氏、畠中秀次郎氏、藤井光生氏、江藤義弘氏、谷義昭氏、田代武巳氏、高木俊巳氏、谷口一峰氏、吉原文明氏、新開剛氏、畠中五恵子氏、嶋田百合子氏、岡松美由紀氏、岡松千恵子氏、橋本周氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第67号及び議案第68号の2件につきましては、令和7年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきましては、提案するものであります。議案第67号は岩永昌子氏を、引き続き同委員の候補者として、議案第68号は小鶴寿子氏を、新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案23件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました議案第46号から68号までの23件につきましては、定例会最終日、3月19日の日程1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

このうち、議案第48号から66号までの農業委員会委員の任命に係る人事議案19件の採決にあたりましては、同名の議案が19件にも及びますことから、事前に賛否を確認いたしまして、全会一致となるものについては一括し、起立採決を行っていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

追加で提案させていただきます議案について、「追加議案概要」で説明させていただきます。

「議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案1件につきましては、明日、3月4日の本会議におきまして、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託としていただいております。

付託委員会につきましては、「令和7年第1回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。

冒頭に記載しておりますが、議案第69号は総務委員会に付託していただいております。

また、ただいまの説明にあわせる形で、議案付託一覧表(案)も変更いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第1号、4号、7号、9号、13号、15号、16号、25号、32号及び37号について川上議員より、議案第32号について金子議員より、それぞれ質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。

また、先ほど説明のありました追加議案の議案第69号につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、本日、3月3日付で江口議員ほか2名から議長あてに、議員提出議案第1号として、「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」が提出されております。

本案につきましては、議員3名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

お諮りいたします。本委員会として、本案について補足説明を受けるため、江口議員の出席

を求めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、江口議員に出席を求めることに決定いたしました。

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○江口議員

議員提出議案第1号につきましては、執行部のほうから、今定例会に「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が提出されております。このことについては、条例を制定しようというふうな形になったということについては、非常に喜ばしいことではありますが、ただ、中身を精査する中で、この条例ではちょっと不足しているのではないかというふうな形で考え、私どものほうで「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」というふうな形で、議員提出議案として提出させていただいております。

慎重審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

提出者に対する質疑を終結いたします。江口議員、ありがとうございました。

次に、本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議員提出議案第1号の取り扱いについてご説明いたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の取り扱いにつきましては、条例案となりますことから、明日、3月4日の本会議で、追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託ののちに上程し、提出者の提案理由説明、質疑ののち、本案につきましては、市の事務に係わります条例案となりますことから、所管の委員会となります協働環境委員会に付託していただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議員提出議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「条例改正案及び意見書案の取り扱い」について、まず、「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)」を御覧ください。

本条例改正(案)につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、文言等の整備を行うものです。

なお、本改正案につきましては、本会議最終日に、議会運営委員長を提出者とし、賛成する他の議会運営委員を賛成者として提出していただきまして、提案理由説明、質疑の後に、委員

会付託を省略して、本会議即決としていただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「意見書案の取り扱い」について、「公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書(案)」及び「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○田中委員

それではまず、公立小中学校における学校給食の無償化を求める意見書でございます。

中身を読んでいただくと分かりますが、学校給食費の保護者負担が、今、小学校でも5万2千円、中学校でも約5万9千円となっており、昨今の物価高騰の影響を受けて負担が増加をしていますし、また、小中学校に通う子どもたちが、日本全国どこでも無償化で安心して安全な給食が食べられるよう、国による一律の支給を通じて学校給食の無償化を求めるものでございます。あとは提出先を含めてご参照いただければと思います。

続けて、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案です。法律で夫婦同姓を義務づけているのは、日本だけあります。今、選択的夫婦別姓の導入が国会でも議論されていますが、NHKの調査では、導入に賛成の方が6割以上おられるということで、国民の意識や価値観も変わってきているということが明らかになっております。夫婦が別姓になることで、結婚を諦めたりとか、銀行口座がつかれなかった、そういった不利益もあるそうです。

こうした状況を鑑み、選択的夫婦別姓を実現することは、国会及び政府の責任であるというふうに書かせていただきました。その導入のために民法の改正を求める要求であります。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○金子委員

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に対して質問させていただきます。私は、この選択的夫婦別姓に関しては早く進めるべきだと考えています。なので、意見書には賛成です。その上で、制度を導入するためにも、具体的な内容の議論が必要だと考えます。今回、立憲民主党として提出されたということですがけれども、民法や戸籍法上、具体的にどのような改正が必要だと思われるのか、教えてください。

○田中委員

はい、ありがとうございます。実はですね、これは5年前にも出しました。ちょうど5年前は、まだ国民民主党の時代に出させていただきましたので、立憲になって5年目ですから、立憲民主党として改めて出させてさせていただきました。

民法の具体的な改正内容というご質問ですが、すいません、そこまでは、これとこれだというのはありません。ただ、そこにも載せていますように、別姓になることによって、現実社会として結婚を諦める人とかいうのもおられますし、口座もつかれないとか、海外でのそういった通常が今できないというふうになっています。それとか、結婚すれば法的に保障されるものが、今の法律では、別姓だとそういった保障も受けられないということがありますので、そういうのも含めた民法改正というのを求めていると思っています。以上です。

○金子委員

現在の民法では、婚姻時の同姓義務が規定されており、戸籍法では、婚姻届により夫婦の姓を届けることが求められているということで、これらを法制改正することが不可欠というふう

に考えます。

また、子どもの姓を選択することがとても課題だとも言われていますし、詐欺のような問題もあるとも言われています。せっかくの意見書なので、具体的な提案があれば、選択的夫婦別姓が進むのではないかと思いますので、今後、意見書を出すときには、しっかり吟味して提出していただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、よろしくお願いいたします。

○奥山委員

性犯罪再犯防止につきましては、書かれておりますように、性犯罪をした者に対して、矯正施設で再犯防止プログラムというのが実施されておりますけれども、出所後においても、地域社会で継続することが重要であるということで、6行目ぐらいから書いておりますが、性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことが困難であるためということで、一部の都道府県においてはそれを求めています。大阪府、それから茨城県、それから福岡県は、既に条例を定めておりますけれども、今後、国において、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくりあげ、届け出られた情報を基に、自治体でこのプログラムを実行するようというこの意見書でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、よろしくお願いいたします。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。お手元に高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げ中止を求める意見書を提出させていただいています。これについては法改正によらず、政府の予算案の範囲の中で、この制度を導入するという動きになって、がん患者の団体の皆さんをはじめとして、各分野、各地域でこれは困ると、命に関わることだということで、意見が出されております。

その中で、政府としては2025年、今年の8月から段階的にと言っていたものを、それは実施するけれども、終期について見直してもよいというようなことを言うに至っておりますけれども、明らかに命に関わる心配があるわけですから、8月からの実施は中止を求めるという趣旨の意見書案であります。

3月19日に議決できれば、政府の考え方に修正、撤回を求めることができるのではないかとこのように思っております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました条例改正案及び意見書案4件につきましては、各会派に持ち帰っ

ていただきまして、それぞれの賛否を3月17日、月曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

請願文書表のとおり、請願が4件提出されております。

「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」は、協働環境委員会に、「請願第10号 コミュニティセンター大規模改修（空調設備・その1）工事の入札に係る調査のために百条委員会の設置を求める請願」は、議会運営委員会に、「請願第11号 15年間分の財政見通しについての請願」は、総務委員会に、「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」は、協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。

「陳情第20号 健康保険証とマイナ保険証の併用を求める陳情」につきましては、そのデータをサイドボックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和7年第1回 飯塚市議会定例会会期日程（変更案）」をご覧ください。

変更内容でございますが、太枠で囲っております箇所、明日、3月4日の3番目に、先ほどご審議いただきました追加議案第69号の提案理由説明、質疑、委員会付託を、4番目に議員提出議案第1号の提案理由説明、質疑、委員会付託を、5番目に請願の委員会付託を追加するものでございます。

最後に、最終日、3月19日の1番目の委員長報告、質疑、討論、採決に、議会運営委員長報告を追加するものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:29

再 開 16:54

委員会を再開いたします。

議会基本条例についてご協議いただきます。議長への答申について、事務局に朗読させます。

○議会事務局次長

令和7年3月19日、飯塚市議会議長 江口 徹 様、議会運営委員会委員長 小幡俊之
議会基本条例について(答申)

議長からの諮問を受け、議会基本条例について協議を重ねてまいりました。ここに、議会運営委員会としての答申を以下のとおり申し上げます。

令和5年11月21日、議長より議会基本条例について審議するよう諮問を受けて以降、議会運営委員会において協議を続けてまいりました。

令和6年10月15日には、田川市議会事務局の担当者をお迎えして、田川市議会基本条例の制定経過や課題等の説明をいただき意見交換を行いました。

また、令和6年10月31日には、法政大学の土山 希美枝 教授を参考人として招致し、「議会基本条例の潮流とその意味」をテーマとしたご意見を拝聴した後、質疑応答を行い、さらに深めることができました。

さらに、令和6年11月28日から令和6年12月13日にかけて、全議員(議長を除く26名)を対象に「飯塚市議会に関する議員意識調査」を実施し、20名から回答を得ました。20名のうち、9名(45%)が必要、4名(20%)が必要なし、7名(35%)がその他であり、その他の回答には一定の留保もある一方、議会基本条例の必要性に言及する意見も多く見られました。

これまでの議会運営委員会における議論では、議会基本条例の必要性について最終的な結論を得るには至っておりません。しかしながら、現状の議会運営に対する問題提起や多様な提言が示され、市議会をより良くするための建設的な議論を行うことができました。

以上のとおり、本委員会での協議内容を報告し、ここに答申といたします。

○委員長

議長への答申について、お諮りいたします。本委員会としては、議長に対しまして、ただいま事務局朗読のとおり答申を提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議長に対し、その旨を答申することに決定いたしました。

次に、「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として金子加代議員に出席を求め、説明を受けたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員 移動)

それでは、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

昨年の9月にいただいております請願ですけれども、今回、ずっと議運のほうでも、内容については意見を出しながら行ってきたところですけども、紹介議員に伺います。趣旨として、市民と議員が、直接、対話や質問をするための定期的な意見交換会の開催を求めますということではありますが、私の会派のほうも、最終的な段階を迎えておるといふふうに認識してはいますけれども、定期的な開催というふうにあります。これは、例えば、審議されてこれが通った場合ですけれども、我々のほうで定期的な開催であるとか、そういうのを決めていいものなのか、これを出された紹介議員、それから請願者の方々が決めるものなのか、それをちょっと伺います。

○金子委員

ありがとうございます。この件に関しては、私たち議員が決めていいことだと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中委員

本当に長い間、9月からずっと継続審議して、議会基本条例に関することも答申をしますの、一定の判断をしないといかんとおっしゃいますが、基本的に趣旨としては、議員との対話の場を設けることについては、一定の理解をしますが、この文章の中には、どういった規模でやるか、どういった形でやるのかというのは明記されておられません。先ほど金子議員の回答にもありましたように、どれだけの規模でやるのか、どういった課題でやるのかも含めて、こちらの議会のほうで、ある程度決めて進むんだということですので、請願の賛同が多かったからということで、すぐにできるという案件ではないと思っておりますので、その辺を請願者の方にも、もし説明されるんだとしたら、これから形や規模、課題やどういったメンバーでやるかというのを、議会のほうで少し時間をかけないといけませんのでということで、ぜひその辺を請願者本人に対して、説明のほうをお願いしたいというふうに思います。要望です。

○金子委員

要望ありがとうございます。この請願は、定期的な意見交換会の開催ということで、どのくらいの定期的なということも書いていないし、場所やメンバー、内容、進め方も書いてありません。ただ、まちづくりの最初の一步は対話ということで、対話をしながらまちづくりを進めていきたいということが書かれているのではないかなと思っております。ぜひ、私たち議員が、たくさん話をして、どんな場所で、定期的にどのくらいの回数で、どんなメンバーで、どんな内容でやるのかをしっかりと吟味していくことが必要だと思います。

○委員長

ほかに紹介議員に対する質疑はありませんか。

○赤尾委員

1点、ちょっと確認をさせていただきます。本請願と議会基本条例、これは深い関連性があるというところで、当委員会でも同様の取扱いをしてきたと思っております。この基本条例に関しては、先ほどの答申の朗読の中でもありましたけれど、建設的な議論を行うことはできましたが、最終的に結論を得るには至っておりませんという一文がございました、そのとおりだと思います。私が申したいのは、やっぱり関連性が深いというところで、基本条例の結論を見ないまま、この請願をどうするかというところで、要はきちんと熟考されてないといひますか、検討されていないものになってしまうという点に関しましては、紹介議員としてどのように思われるか、お尋ねいたします。

○金子委員

議会基本条例とこの請願の関係についてお尋ねされていると思いますが、全国いろんな議会基本条例について、いろんな考え方があって、かなりの議会の中で、議会基本条例ができているところが多いです。しかし、議会基本条例ができているからといって、議会の意見交換会なり議会報告会がしっかりできているかというところ、そうでもない。そうかと思うと、議会基本条例がなくても、この意見交換会なり議会報告会がされているところもあります。なので、これが絶対に関係しているというふうにも言えないのではないかなというふうには考えておりません。

確かに言われるとおりの、議会基本条例があってやっているところもあれば、なくてもやっているところもあるので、必ず一緒になって考えないといけないというわけではないと思っています。まずは請願者が言われるように、開かれた議会になるために、まずは意見交換会なり議会報告会をしていくことが、開かれた議会の一歩ではないかと思っています。

○赤尾委員

そうですね、全国を見渡すと、議会基本条例の中に説明会が含まれていない場合もあると。ただ、本委員会では関連性が深いということですのでずっと議論してきたわけで、私が言いたいのは、請願者である市民に対して、丁寧に誠意のある、100%のものを採決するというところが重要かなと考えておりますが、その辺に関しては、まず採決をしていくということが誠意につながると、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○金子委員

はい、そのとおりです。まずは請願者が、定期的なこの意見交換会なり議会報告会をするという形になるまでの経過が見たいということだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

金子議員、ありがとうございました。委員席に戻られて結構です。

(紹介議員 移動)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

最後に、次回の委員会は3月6日、木曜日の午後1時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。